

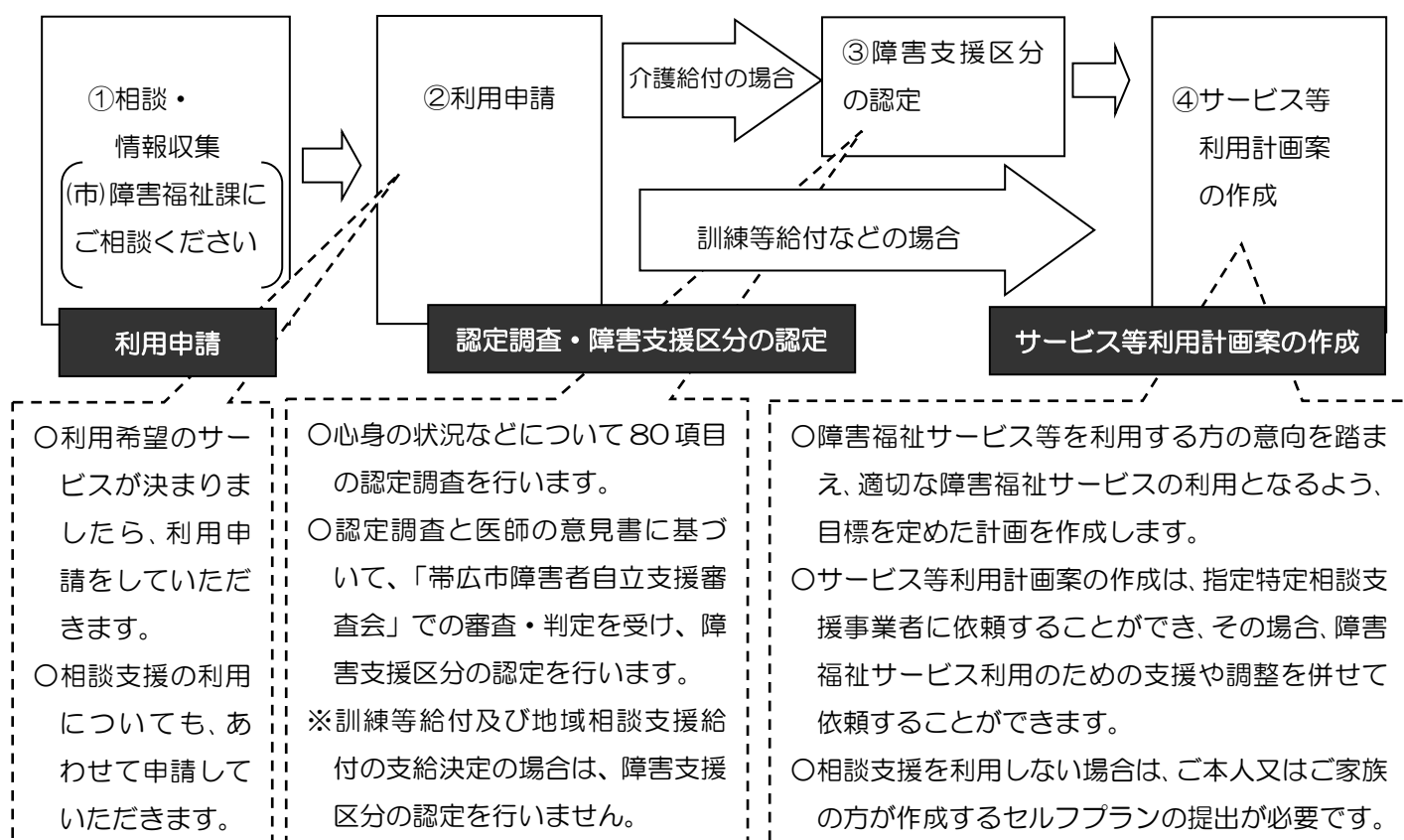
6 障害福祉サービス

1 手続きの流れ

障害福祉サービスは介護等の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、児童の発達について、訓練等の支援を受ける「障害児通所給付」、そのほかの事業を行う「地域生活支援事業」があります。サービスを利用する場合には、あらかじめ支給申請を行い、支給の決定を受ける必要があります。（サービス内容については以下参照）

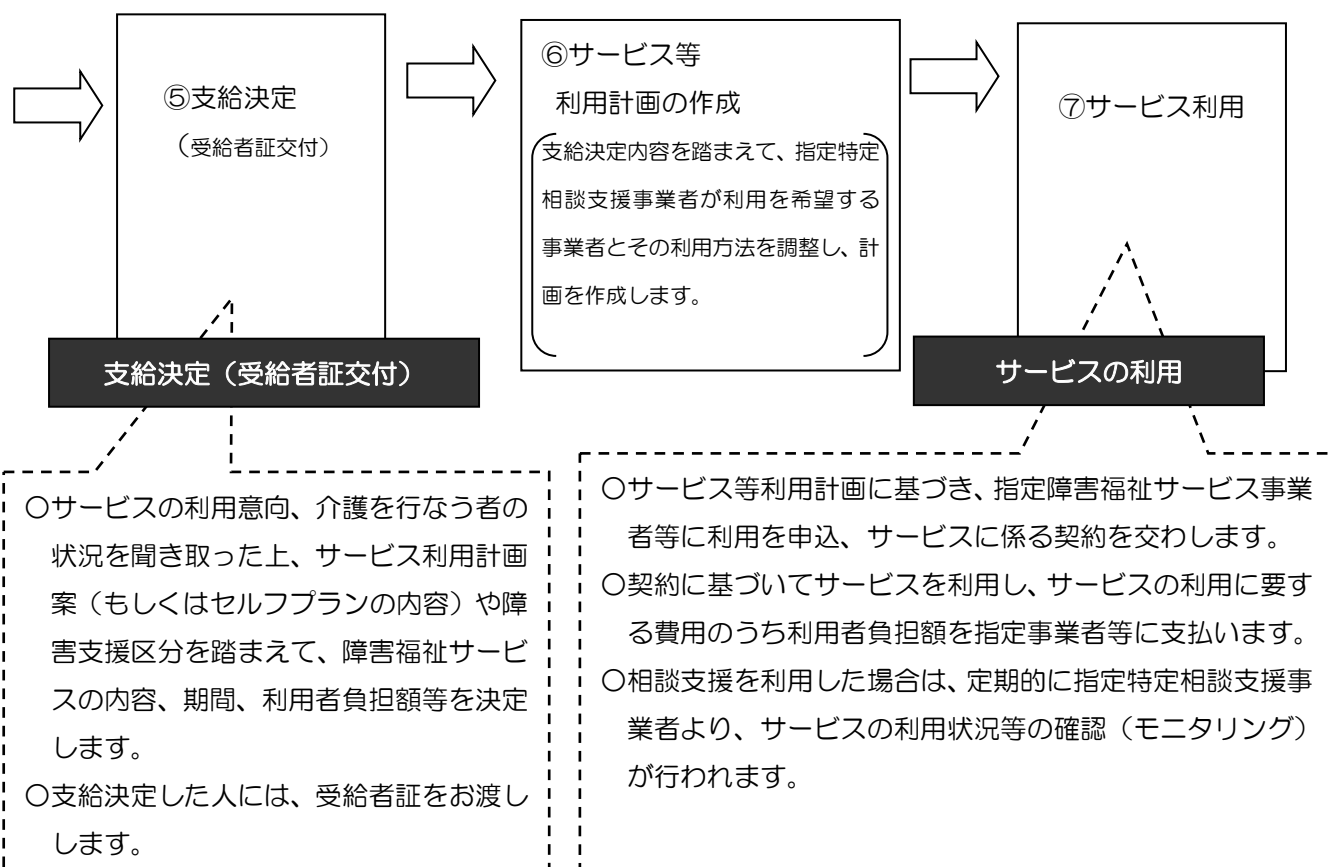
区 分	内 容
1. 対 象 者	・ 障害福祉サービスを必要とする身体障害者手帳をお持ちの方、又は国で示のある難病に罹患している方。 ・ ただし、介護保険制度の適用を受ける方は、介護保険におけるサービス提供が優先されます。
2. 利用に至るまで	基本的な手続きの流れを参照してください。 (詳細については、別冊「障害福祉サービスガイドブック」を参照ください。)
3. 利 用 者 負 担	・ 原則1割負担となります。ただし、課税状況及び収入状況により、減免される場合があります。
4. サービス提供事業者	別冊「障害福祉サービス事業所」を参照ください。 (市)障害福祉課にお問い合わせください。
5. 持参するもの	① 身体障害者手帳 ② 個人番号（マイナンバー）のわかるもの ③ その他必要な書類
6. 申 請 先	18歳以上 (市)障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4147 18歳未満 (市)子育て支援課～ 保健福祉センター ☎25-9700

基本的な手続きの流れ（障害福祉サービスを利用する場合）（18歳以上の場合）



2 障害福祉サービス等の種類（介護給付分）

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提出（代筆・代読を含む）移動の援護等の外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間・夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、及び日常生活の世話を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。



3 障害福祉サービス等の種類（訓練等給付分）

訓練等給付	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
	就労選択支援	就労移行・就労継続支援の利用を希望する人及び現に利用している人に、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

4 児童福祉法による障害児通所給付の種類

障害児通所給付	児童発達支援事業	療育が必要な児童に、日常生活上の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。
	放課後等デイサービス	学校に通学している児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的にを行います。
	保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	医療的ケアや重い障害のために外出が難しいお子さんに対し、自宅に訪問して遊びを取り入れながら発達を促すなどの支援を行います。
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

5 相談支援

計画相談支援		原則は、障害福祉サービス等を利用するすべての障害者等を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画案の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行い、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）及び計画の見直しを行なうことにより、障害者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図ります。
地域相談支援	地域移行支援	精神科の病院又は障害福祉施設等から地域に移行しようとする方が地域で居住するための相談等に対応します。
	地域定着支援	単身等で生活する場合で、地域生活の継続に不安があった時の相談等に対応します。

6 地域生活支援事業

地域生活支援事業	移動支援	障害のある方が円滑に外出できるよう移動を支援します。
	日中一時支援	介護が必要な人に日中の活動の場を提供し、見守りなどを行います。
	訪問入浴事業	自分で入浴ができない身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を受けることができます。（ただし、介護保険サービスや生活介護の利用等が優先されます。）